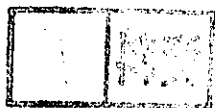


令和 7 年守山市議会 12 月定例会議会日程 ~~(案)~~

(会議期間 21 日間)

月	日	曜	日	程	開 議 時 刻
11	28	金	本 会 議	開会、諸般の報告 会議録署名議員の指名 会議期間の決定 議案上程、提案説明	午前 9 時 30 分
	29 30	土 日			
12	1	月	休 会	議案熟読調査	
	2	火			
	3	水		質疑、質問締切日（3 日、午後 5 時 15 分）	
	4	木			
	5	金			
	6	土			
	7	日			
	8	月			
	9	火			
	10	水	本 会 議	個人質問（議案質疑および一般質問） 請願上程、趣旨説明 委員会付託	午前 9 時 30 分
	11	木			
	12	金	休 会	総務常任委員会	(午前 9 時 30 分)
	13	土			
	14	日			
	15	月		文教福祉常任委員会	(午前 9 時 30 分)
	16	火		環境生活都市経済常任委員会	(午前 9 時 30 分)
	17	水		討論締切（17 日、正午）	
	18	木	本 会 議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 特別委員長審査報告	午前 9 時 30 分



令和7年守山市議会12月定例会提出予定議案（案）

1 付議件数

専決案件	— 件	その他の案件	8 件
認定案件	— 件	諮問案件	— 件
予算案件	6 件	推薦案件	— 件
条例案件	11 件	提出案件計	25 件
人事案件	— 件	(報告案件)	— 件

提出日 令和7年11月28日（予定）

2 議案概要

【議第60号】 令和7年度守山市一般会計補正予算（第6号）

歳入歳出補正額 532,100千円 （補正後の額 38,041,973千円）

【議第61号】 令和7年度守山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

歳入歳出補正額 2,369千円 （補正後の額 6,844,995千円）

【議第62号】 令和7年度守山市下水道事業会計補正予算（第2号）

資本的収入額 57,000千円 （補正後の額 900,558千円）

資本的支出額 83,400千円 （補正後の額 1,755,778千円）

【議第63号】 令和7年度守山市育英奨学事業特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出補正額 △1,622千円 （補正後の額 19,878千円）

【議第64号】 令和7年度守山市介護保険特別会計補正予算（第2号）

＜保険事業勘定＞

歳入歳出補正額 18,741千円 （補正後の額 6,087,595千円）

【議第65号】 令和7年度守山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

歳入歳出補正額 477千円 （補正後の額 1,254,472千円）

【議第66号】 守山市附属機関設置条例案

（制定概要） 本市が地方自治法に基づく附属機関を設置するにあたり、法令や他の条例に規定されているもののほか、設置に関し必要な事項を定めようとするもの

(1) この条例により本市に設置する附属機関を定める。

ア 執行機関ごとに、法律に基づいて設置する附属機関を定める。

イ 各執行機関は、担任する事務に応じて附属機関を設置できるものとし、その事務類型ごとの附属機関を定める。

ウ 各執行機関は、特定の行政課題を調査審議するため、緊急または臨時の必要がある場合には、その規則や規程により、設置期間が1年以内の臨時の附属機関を設置することができる。

(2) 各執行機関は、その規則や規程により、当該附属機関の委員で構成する部会等において、特定または専門の事項について調査審議させることができる。その場合、部会等の決議は附属機関の決議とすることができる。

(3) 附属機関の組織、運営その他必要な事項については、執行機関が定めるものとする。

(施行期日等)

(1) 施行期日

令和8年4月1日

(2) 経過措置

この条例の施行の際、現に附属機関に相当する合議体の委員である者は、施行日にこの条例による附属機関の委員として委嘱または任命されたものとみなし、その任期は従前の合議体の委員としての残任期間相当の期間とする。

(3) 守山市景観条例の一部改正

守山市景観審議会に係る字句の修正

(4) 守山市水防協議会条例の一部改正

引用条項ずれの整備

【議第67号】 守山市人権尊重のまちづくり審議会条例案

(制定概要) 附属機関等に関する全庁的な見直しに伴い、守山市人権尊重のまちづくり審議会を地方自治法に基づく附属機関として位置づけるため、必要な事項を定めようとするもの

(1) 設置

ア 名称 守山市人権尊重のまちづくり審議会

イ 目的 人権尊重のまちづくりの推進に関し、必要な事項を調査および審議する。

(2) 所掌事務

市長の諮問に応じ、次の事項を調査審議し市長に答申するとともに、市長に建議することもできる。

ア 人権尊重のまちづくり総合推進計画の策定等に関すること。

イ 人権意識の高揚および人権擁護等に関する重要事項に関すること。

ウ 人権尊重のまちづくりの推進に関して、市長が必要と認める事項

(3) 組織

15人以内の委員で組織する。

(4) 委員

ア 構成員 学識経験者、関係機関・団体の代表、公募による市民その他市長が必要と認める者

イ 任期 2年。ただし、補欠委員は、前任者の残任期間とする。

(5) 守秘義務

職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(6) 庶務

総合政策部において処理する。

(7) 委任

その他必要な事項は、規則で定める。

(施行期日等)

(1) 施行期日

令和8年4月1日

(2) 経過措置

条例施行時に、現に審議会の委員である者は、施行日にこの条例による審議会の委員として委嘱されたものとみなす。その任期は、従前の委員としての任期を引き継ぐ。

【議第68号】 守山市予防接種健康被害調査委員会条例案

(制定概要) 附属機関等に関する全庁的な見直しに伴い、守山市予防接種健康被害調査委員会を地方自治法に基づく附属機関として位置付けるため、必要な事項を定めようとするもの

(1) 設置

ア 名称 守山市予防接種健康被害調査委員会

イ 目的 予防接種法に基づく予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理

(2) 所掌事務

予防接種による健康被害について医学的見地から調査を行い、次の事項について調査報告する。

ア 健康被害発生事例の疾病状況および診療内容に関する資料収集

イ 必要に応じて特殊検査または剖検の実施についての助言等

ウ 予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理を図るため、市長が必要と認める事項

(3) 組織

7人以内の委員で組織する。

(4) 委員

ア 構成員 医師、関係行政機関の職員その他市長が必要と認める者

イ 任期 2年。ただし、補欠委員は、前任者の残任期間とする。

(5) 意見聴取

ア 必要に応じて、委員以外の者の出席および資料の提出を求めることができる。

イ 上記の者に対し、予防接種健康被害調査委員会委員の例により報酬を支払う。

(6) 守秘義務

職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員または関係者でなくなった後も同様とする。

(7) 庶務

健康福祉部において処理する。

(8) 委任

その他必要な事項は、規則で定める。

(施行期日) 令和8年4月1日

【議第69号】 守山市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 令和7年度守山市特別職報酬等審議会における報酬等の額の改定の答申および全庁的な附属機関等に関する見直しを踏まえ、守山市特別職の職員で非常勤の職員の報酬の額を次の表のとおり改正しようとするもの

(*のついた委員は新規に追加したもの)

区分		改正前	改正後
教育委員会	委員	月額 41,100円	月額 42,300円
選挙管理委員会	委員長	月額 32,700円	月額 33,600円
	委員	月額 26,800円	月額 27,600円
公平委員会委員		日額 6,000円	日額 6,500円
監査委員	議会議員のうちから選任された者	月額 41,100円	月額 42,300円
	識見を有するもののうちから選任された者	月額 82,000円	月額 84,400円
農業委員会	会長	月額 47,000円	月額 48,400円
	副会長	月額 40,100円	月額 41,300円
	委員	月額 37,100円	月額 38,200円
固定資産評価審査委員会委員		日額 6,000円	日額 6,500円
選挙長		国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第14条第1項に規定する額	
投票所の投票管理者			
期日前投票所の投票管理者			

開票管理者		
投票所の投票立会人		
期日前投票所の投票立会人		
開票立会人		
選挙立会人		
臨時選挙管理委員	日額 5,500円	日額 6,000円
表彰審議会委員	日額 5,000円	日額 6,000円
情報公開審査会委員		
個人情報保護審査会委員		
指定管理者候補者選定委員会委員		
防災会議委員		
水防協議会委員		
国民保護協議会委員		
*交通安全対策会議委員		
災害弔慰金支給審査会委員		
住居表示審議会委員		
*市民参加と協働のまちづくり推進会議委員		
人権尊重のまちづくり審議会委員		
地域総合センター運営審議会委員		
男女共同参画審議会委員		
総合計画審議会委員		
特別職報酬等審議会委員		
公務災害補償等審査会委員		
公務災害補償等認定委員会委員		
いじめ問題等対策連絡協議会委員		
社会教育委員		
公民館運営審議会委員		
青少年問題協議会委員		
図書館協議会委員		
文化財保護審議会委員		
子ども・子育て会議委員		

民生委員推薦会委員	
国民健康保険運営協議会委員	
介護保険運営協議会委員	
障害者施策推進協議会委員	
市営住宅運営委員会委員	
環境審議会委員	
廃棄物減量等推進審議会委員	
農業指導所運営協議会委員	
企業立地審査会委員	
建築審査会委員	
特定旅館建築審査会委員	
都市計画審議会委員	
景観審議会委員	
顧問	市長が定める額
参与	
行政事務嘱託員	
農政事務嘱託員	
統計調査員	
行政不服審査会委員	
退職手当審査会委員	
いじめ問題第三者調査委員会委員	
* 要保護児童対策協議会委員	
介護認定審査会委員	
障害支援区分認定審査会委員	
* 予防接種健康被害調査委員会委員	
* 農業経営基盤強化促進地域計画検討会委員	
* 地域公共交通活性化協議会委員	
* 地域公共交通運賃協議会委員	
スポーツ推進委員	
* 障害者相談員	

産業医		
保健衛生嘱託医		
保健衛生薬剤師		
保健指導医		
生活保護嘱託医		
保育園医	一般園医	
	歯科医	
* 児童発達支援センター嘱託医		
* 議会議員政治倫理審査会委員		任命権者が市長と協議して定める額
いじめ問題調査委員会委員		
監査専門委員		
* 学校給食運営協議会委員		
学校保健指導医		
学校医	一般校医（内科）	
	専門医（眼科、耳鼻咽喉科）	
学校歯科医		
学校薬剤師		
* 計画策定・推進委員会委員		市長が定める額または任命権者が市長と協議して定める額
* 事業者等選定委員会委員		
* 市有財産運用者等選定委員会委員		
* 補助金等交付対象等選定委員会委員		
* 委員・事業対象者等選定委員会委員		
* 優秀作品等選考委員会委員		
* 臨時の附属機関の委員		

（施行期日） 令和8年4月1日

【議第70号】 使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案

（改正概要） 守山市財政改革プログラムに基づき、受益と負担の公平性を確保するため、使用料および手数料等について見直し等を行おうとするもの（詳細は別紙のとおり）

- （1） 守山市使用料および手数料条例の一部改正
許認可申請等に係る根拠法の引用条項ずれの整備
- （2） 守山市使用料および手数料条例の一部改正

- ア 美術展覧会出品手数料の改正
- イ 各種証明書等の交付手数料および公文書の閲覧手数料の改正
- ウ 速野会館電気自動車用急速充電器使用料の削除
- エ 公民館の使用料の改正
- オ 生涯学習会館の使用料の改正
- カ 地域総合センターの使用料の改正
- キ 守山市下之郷史跡公園の使用料の改正
- ク 図書館の使用料の改正
- ケ 近江妙蓮公園の入園料および使用料の改正
- コ 守山町公園テニスコート使用料の改正
- サ 野洲川立入河川公園多目的広場の使用料の改正
- シ 守山市民交流センターの使用料の改正
- ス 環境学習都市宣言記念公園交流拠点施設の使用料の改正
- セ 関係条文の引用条項ずれの整備
- (3) 守山市使用料および手数料条例の一部改正
 - 学校体育館の冷暖房使用料等の設定
- (4) 野洲川歴史公園サッカー場の設置および管理に関する条例の一部改正
 - 野洲川歴史公園サッカー場の使用料の改正
- (5) 大庄屋諏訪家屋敷の設置および管理に関する条例の一部改正
 - 大庄屋諏訪家屋敷貸室の使用料の改正
- (6) 守山市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例の一部改正
 - 一般廃棄物に係る申請手数料および処理手数料の改正
- (7) もりやまフルーツランドの設置および管理に関する条例の一部改正
 - 産地形成促進施設およびふれあい広場の使用料の改正
- (8) 守山市歴史文化まちづくり館の設置および管理に関する条例の一部改正
 - 歴史文化まちづくり館の利用料の改正
- (9) 守山市都市公園条例の一部改正
 - ア 守山市民スポーツ広場の利用料の改正
 - イ 守山市民体育館の利用料の改正
 - ウ 守山市民運動公園テニスコートの利用料の改正
 - エ 市民球場の利用料の改正
 - オ 守山市民運動公園ソフトボール場の利用料の改正
 - カ もりやま芦刈園の入園料の改正
 - キ 美崎公園の利用料の改正
 - ク 環境学習都市宣言記念公園交流拠点施設の利用料の改正

(施行期日等)

(1) 施行期日

令和8年4月1日から施行し、同日以降の使用に係る使用料および申請等に係る手数料から適用する。ただし、(1)は公布の日から、(3)は令和8年6月1日から施行する。

(2) 経過措置

この条例の施行の日前に改正前の条例の規定に基づき徴収した使用料等（同日以後の使用等に係るものに限る。）は、この条例による改正後の使用料等の内払とみなす。

【議第71号】 守山市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案

（制定概要） 児童福祉法の一部改正による特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する国の基準が改正されたことに伴い、本市の基準についても国が示す基準どおりとするために、条例を全部改正しようとするもの

（施行期日） 公布の日

【議第72号】 守山市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例案

（制定概要） 児童福祉法の一部改正により、家庭的保育事業等の設備および運営に関する国の基準が改正されたことに伴い、本市の基準についても次に掲げる事項を除いて、国が示す基準どおりとするために、条例を全部改正しようとするもの

(1) 家庭的保育事業者等から暴力団を排除する規定を設ける。

（施行期日） 公布の日

【議第73号】 守山市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例案

（制定概要） 児童福祉法の一部改正により、放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する国の基準が改正されたことに伴い、本市の基準についても次に掲げる事項を除いて、国が示す基準どおりとするために、条例を全部改正しようとするもの

(1) 障害児を受け入れる場合においては、当該児に対する適切な支援を行うため、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 放課後児童健全育成事業者から暴力団を排除する規定を設ける。

（施行期日） 公布の日

【議第74号】 守山市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例案

（制定概要） 乳児等通園支援事業の設備および運営に関する国の基準が施行されたことに伴い、本市の乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の設備および運営に関する基準を次に掲げる事項を除いて、国の基準どおりに定めようとするもの

(1) 乳児等通園支援事業のうち、余裕活用型乳児等通園支援事業を行う保育所、認定こ

ども園等の設備および職員に関する基準は、本市および滋賀県の条例のとおりとする。

(2) 乳児等通園支援事業から暴力団を排除する規定を設ける。

(施行期日) 公布の日

【議第75号】 守山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案

(制定概要) 子ども・子育て支援法に規定する特定乳児等通園支援事業の運営に関する国の基準が施行されたことに伴い、本市の特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を国の基準どおりに定めようとするもの

(施行期日) 令和8年4月1日

【議第76号】 守山市農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 農業委員会委員定数等検討委員会の提言を踏まえ、令和8年7月19日に任期満了を迎える次期農業委員の定数を次のとおり改正しようとするもの

	現行	改正案
農業委員	26人	24人

(施行期日) 令和8年7月20日

【議第77号】 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めるもの

(1) 施設の名称 野洲川歴史公園サッカー場

(2) 指定管理者候補者—公益財団法人—守山市文化体育振興事業団

理事長 田井 繁好

(3) 指定期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

【議第78号】 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めるもの

(1) 施設の名称 環境学習都市宣言記念公園交流拠点施設

(2) 指定管理者候補者 TAC・ナショナルメンテナンス共同事業体

代表者 株式会社東京アスレティッククラブ

代表取締役 正村 宏人

(3) 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

【議第79号】 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めるもの

- (1) 施設の名称 守山市大型児童センター
- (2) 指定管理者候補者 社会福祉法人 友愛
理事長 堀井 節子
- (3) 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

【議第80号】 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めるもの

- (1) 施設の名称 守山児童クラブ室
- (2) 指定管理者候補者 社会福祉法人 友愛
理事長 堀井 節子
- (3) 指定期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで（2年間）

【議第81号】 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めるもの

- (1) 施設の名称 美崎公園
- (2) 指定管理者候補者 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 近畿支店
支店長 野寄 貴之
- (3) 指定期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

【議第82号】 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めるもの

- (1) 施設の名称 守山駅前東口自転車駐車場
- (2) 指定管理者候補者 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 近畿支店
支店長 野寄 貴之
- (3) 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

【議第83号】 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めるもの

- (1) 施設の名称 守山市高齢者労働能力活用研修センター
- (2) 指定管理者候補者 公益社団法人 守山市シルバー人材センター

理事長 小島 秀晃

(3) 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

【議第84号】 市道の路線の認定および廃止につき議決を求めることについて

道路法の規定に基づき、次の市道の路線の認定および廃止を行おうとするもの

(1) 路線の認定 14路線

(2) 路線の廃止 2路線

令和7年守山市議会12月定例会議 補正予算の概要

1【議第60号】 令和7年度守山市一般会計補正予算(第6号)

歳入歳出補正額

532,100 千円

(補正後の額)

38,041,973 千円)

補正概要

- ① ふるさと納税の増収に伴うふるさと守山応援基金積立金等 89,785千円
ふるさと納税について、当初予算での寄付見込額(300,000千円)を上回る見込であり、増額見込分(60,000千円)を基金に積み立てるとともに、ふるさと納税に係る返礼品代等の経費の増額を行うもの
- ② 障害者自立支援給付費 271,181千円
障害者自立支援給付費について、サービス利用者の増等により当初の見込を上回ることから、必要な給付費について補正するもの
- ③ 高齢者補聴器購入費助成金 840千円
高齢者の社会参加と認知症予防のため、R7に創設した助成金について当初想定を上回る申請が見込まれるため増額補正するもの
- ④ ほたるの森資料館建替にかかる基本設計業務 4,785千円
竣工から35年が経過するほたるの森資料館について、施設の老朽化や狭あい等の課題があることから、当該施設の建替に向けて基本設計を行うもの
- ⑤ 守山駅周辺の東西自由通路整備にかかる調査検討業務 9,500千円
守山駅東口再整備基本計画において導入機能の1つとして「東西アクセス機能」を掲げ、東西をつなぐ移動空間の強化を検討しているなか、これまでの方策に加え、駅舎を含めた東西移動強化の方策について、その実現可能性を検討するために調査を行うもの
- ⑥ 笠原産業用地造成事業(債務負担行為) 10,750,000千円(期間の延長。限度額は変更なし。)
守山市土地開発公社に事業委託(R5～R7)するなか、事業推進にあたりこれまで近隣住民等と丁寧な意見交換を重ねたことや地質調査において確認された軟弱地盤について万全な対策工事等が必要となるため、事業委託期間をR10年度まで3カ年延長するもの
※事業委託に係る債務負担行為(R7～R10)、土地開発公社の借入金に対する債務保証(R7～R10)
- ⑦ 国庫負担金等返還金
R6年度国庫負担金・補助金等について、受入額と実績額の差額を返還するもの
※生活扶助費等国庫負担金24,343千円、子ども・子育て支援交付金6,489千円 等

歳入歳出補正

(歳入)

千円

国庫支出金		140,159
民生費国庫負担金		137,141
(特別障害者手当等給付費負担金)	375	
(障害者自立支援事業費等負担金)	135,500	
(児童扶養手当費負担金)	1,266	
民生費国庫補助金		2,400
(障害者地域生活支援事業費補助金)	2,400	
総務費国庫委託金		618
(中長期在留者住居地届出等事務費委託金)	618	
県支出金		70,181
民生費県負担金		67,750
(障害者自立支援事業費等負担金)	67,750	
民生費県補助金		1,354
(精神障害者通院医療費助成事業費補助金)	154	
(障害者地域生活支援事業費補助金)	1,200	
農水産業費県補助金		1,077
(環境保全型農業直接支払交付金)	486	
(農地利用効率化等支援事業費補助金)	591	
寄付金		60,600
寄付金		60,600
(ふるさと守山応援寄付金)	60,000	
(企業版ふるさと納税寄付金)	600	
繰入金		50,706
基金繰入金		50,706
(ふるさと守山応援基金繰入金)	50,706	

繰越金		199,954
繰越金	199,954	
(前年度繰越金)	199,954	
市債		10,500
土木債	10,500	10,500
(道路改良事業債)	10,500	
(歳出)		千円
総務費		105,679
総務管理費	105,061	
(人事情報総合システム改修業務)	957	
(弁護士報酬金)	970	
(ふるさと守山応援寄付金を活用した補助金等)	2,169	
① (ふるさと守山応援基金積立金等)	89,785	
(市民交流センター高圧受電設備更新工事)	11,180	
(財源更正:ふるさと納税)		
・守山市スポーツ協会事業補助金 488千円	0	
・自転車用ヘルメット購入補助金 443千円	0	
戸籍住民基本台帳費		618
(マイナンバーカードと在留カード等の一体的事業に係る備品購入)	618	
民生費		334,240
社会福祉費	313,939	
⑦ (国庫負担金等返還金)	32,747	
(障害者移動支援事業費等)	4,800	
② (自立支援給付費等)	271,181	
(精神障害者通院医療費助成事業)	650	
③ (高齢者補聴器購入費補助金)	840	
(介護保険特別会計繰出金)	3,221	
(特別障害者手当等)	500	
(財源更正:ふるさと納税)		
・終戦80年平和祈念碑設置事業 63千円	0	
(財源更正:企業版ふるさと納税)		
・地域包括ケアシステム使用料 100千円	0	
児童福祉費		20,301
⑦ (国庫負担金等返還金)	16,501	
(児童扶養手当)	3,800	
(財源更正:ふるさと納税)		
・就学前教育事業運営費助成金 16,059千円	0	
(財源更正:企業版ふるさと納税)		
・地域子育て支援拠点施設(mamocco)指定管理料 500千円	0	
衛生費		12,400
⑦ 保健衛生費	5,732	5,732
(国庫負担金等返還金)	5,732	
環境衛生費		6,668
④ (ほたるの森資料館建替に係る基本設計業務)	4,785	
(ほたる基金積立金)	742	
(交流拠点施設プール設備修繕工事)	1,141	
(財源更正:ふるさと納税)		
・ほたるの森資料館指定管理料 850千円	0	
農水産業費		2,067
農業費	2,067	
(環境保全型農業直接支払い交付金等)	733	
(農地利用効率化等支援事業費補助金)	591	
(木浜南部ポンプ場排水ポンプ取替修繕工事)	743	
(財源更正:ふるさと納税)		
・水田農業構造改革対策活動交付金 2,708千円	0	
商工費		53,051
商工費	53,051	53,051
(企業立地奨励金)	53,051	

土木費		16,977
土木管理費		6,872
(県工事負担金)	6,872	
都市計画費		10,105
(木浜町地区地区計画法定図書作成業務)	605	
⑤ (守山駅周辺の東西自由通路整備にかかる調査検討業務)	9,500	
消防費		827
消防費		827
(湖南広域行政組合消防費負担金)	827	
教育費		8,859
教育総務費		1,438
(育英奨学事業特別会計繰出金)	1,438	
(財源更正:ふるさと納税)		
・デジタルドリル使用料 438千円	0	
小学校費		4,796
(市内小学校緊急修繕工事等)	4,796	
(財源更正:ふるさと納税)		
・小学校教育教材備品購入費 111千円	0	
中学校費		625
(通級指導教室新設に係る備品購入)	625	
(財源更正:ふるさと納税)		
・中学校教育教材備品購入費 11千円	0	
社会教育費		0
(財源更正:ふるさと納税)		
・ルシオールアートキッズフェスティバル開催業務委託料 637千円	0	
・図書購入費 234千円	0	

繰越明許費の補正

追加	事 項	千円 金 額
	市民交流センター管理運営事業	21,650
	ほたるの住むまちふるさと守山づくり事業	4,785
	都市計画管理事務事業	605
	守山駅周辺活性化推進事業	9,500
	小学校施設維持管理補修事業	3,300

債務負担行為の補正

追加	事 項	期 間	千円 限 度 額
	野洲川歴史公園サッカー場の指定管理に係る協定	7年度～10年度	37,182
	本庁舎夜間警備事業	7年度～9年度	31,000
	福祉保健センター等総合設備維持管理事業	7年度～9年度	33,300
	庁舎等清掃事業	7年度～9年度	95,000
	市有バス運行管理事業	7年度～9年度	42,220
	守山児童クラブ室の指定管理に係る協定	7年度～9年度	市が定める児童クラブ管理運営経費算定表に基づき積算した額
	保育園・こども園賄材料費(令和8年4月分)	7年度～8年度	5,900
	園外保育バス借上料	7年度～8年度	3,000
	大型児童センターの指定管理に係る協定	7年度～12年度	154,500
	乳幼児健診等受付事業	7年度～8年度	1,991
	健診受診券等作成事業	7年度～8年度	2,200
	環境学習都市宣言記念公園交流拠点施設の指定管理に係る協定	7年度～12年度	357,033
	家庭系指定ごみ袋購入事業	7年度～8年度	40,000
	家庭系指定ごみ袋保管受注配送事業	7年度～8年度	4,500
	高齢者労働能力活用研修センターの指定管理に係る協定	7年度～12年度	5,825
	企業立地奨励金	8年度～10年度	158,849

⑥	笠原産業用地造成事業	7年度～10年度	10,750,000
⑥	守山市土地開発公社の借入金に対する債務保証 (笠原産業用地造成事業)	7年度～10年度	10,750,000
	守山駅前東口自転車駐車場の指定管理に係る協定	7年度～12年度	73,500
	美崎公園の指定管理に係る協定	7年度～10年度	53,280
	市営住宅小規模修繕・緊急修繕等事業	7年度～8年度	13,500
	学校ネットワーク機器総合保守事業	7年度～9年度	4,500
	小中音楽会バス借上料	7年度～8年度	1,000
	森林環境学習「やまのこ」事業バス借上料	7年度～8年度	4,147
	園外保育バス借上料	7年度～8年度	3,000
	小学校体育祭事業バス借上料	7年度～8年度	858
	学校給食賄材料費(令和8年4月分)	7年度～8年度	41,700

地方債の補正

事業名	補正前	補正額	補正後
道路改良事業債	302,900	10,500	313,400

2【議第81号】令和7年度守山市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出補正額 2,369 千円 (補正後の額 6,844,995 千円)

補正概要

R6年度以前に徴収していた保険税について、R6年度以前に遡及した所得更正や社会保険加入等による還付件数が当初の見込を上回り予算に不足が生じるため補正するもの
また、国庫補助金等について、前年度の精算に伴う返還金を補正するもの

歳入歳出補正

(歳入)	千円
繰越金	2,369
繰越金	2,369
(前年度繰越金)	2,369
(歳出)	千円
諸支出金	2,369
償還金及び還付加算金	2,369
(過年度保険税還付金等)	2,369

債務負担行為の補正

事 項	期 間	限 度 額
健診受診券等作成事業	7年度～8年度	2,000

3【議第82号】令和7年度守山市下水道事業会計補正予算(第2号)

<資本的収支>

収入補正額 57,000 千円 (補正後の額 900,558 千円)
支出補正額 83,400 千円 (補正後の額 1,755,778 千円)

補正概要

R6に実施したカメラ調査により腐食が確認された管路の管更生に係る工事費について補正するもの
また、速野ポンプ場の電気設備更新工事等について、当初予算に不足が生じることから補正するもの

収入支出補正

(収入)	千円
資本的収入	57,000
企業債	57,000
(企業債)	57,000
(支出)	千円
資本的支出	83,400
建設改良費	83,400
(小島9号汚水幹線(播磨田工区)管更生工事)	13,457
(速野ポンプ場電気設備等更新工事)	69,943

地方債の補正				千円
変更	事業名	補正前	補正額	補正後
	建設改良事業	494,100	57,000	551,100

4 【議第63号】 令和7年度守山市育英奨学事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出補正額 ▲ 1,622 千円 (補正後の額 19,878 千円)

補正概要

ふるさと守山応援基金繰入金を特別会計に繰り入れ、育英奨学基金に積立を行うもの
また、R7年度の奨学生が確定したため、貸付見込額に応じた貸付金予算の減額を行うもの

歳入歳出補正				千円
(歳入)	繰入金			▲ 1,622
	一般会計繰入金		1,438	
	(一般会計繰入金)	1,438		
	育英奨学基金繰入金		▲ 3,060	
	(育英奨学基金繰入金)	▲ 3,060		
(歳出)	育英事業費			▲ 1,622
	育英事業費		▲ 1,622	
	(育英奨学資金貸付事業費)	▲ 3,270		
	(基金積立金)	1,648		

5 【議第64号】 令和7年度守山市介護保険特別会計補正予算(第2号)

<保険事業勘定>

歳入歳出補正額 18,741 千円 (補正後の額 6,087,595 千円)

補正概要

要支援認定者の増加に伴い、実施している総合事業の通所型サービス(緩和型)および訪問型サービス事業(従来型)の予算に不足が生じるため補正するもの

また、R6年度に創設した「介護予防支援事業インセンティブ交付金」について、交付対象事業所の増加や1事業所あたりの介護予防計画作成件数の増加等により交付金の予算に不足が生じることから補正するもの

歳入歳出補正				千円
(歳入)	保険料			6,479
	第1号被保険者保険料		6,479	
	(特別徴収分)	6,479		
	国庫支出金			4,301
	国庫補助金		4,301	
	(介護保険事業費補助金)	1,720		
	(地域支援事業交付金(総合事業))	2,581		
	支払基金交付金			3,240
	支払基金交付金		3,240	
	(地域支援事業支援交付金)	3,240		
	県支出金			1,500
	県補助金		1,500	
	(地域支援事業交付金(総合事業))	1,500		
	繰入金			3,221
	一般会計繰入金		3,221	
	(事務費繰入金)	1,721		
	(地域支援事業繰入金(総合事業))	1,500		
(歳出)	総務費			3,441
	総務管理費		3,441	
	(介護保険システム改修業務)	3,441		

地域支援事業費		12,000
介護予防生活支援サービス事業費		12,000
（通所型サービス事業（緩和型））	8,200	
（訪問型サービス事業（従来型））	3,800	
保健福祉事業費		3,300
保健福祉事業費		3,300
（介護予防支援事業インセンティブ交付金）	3,300	

6【議第65号】令和7年度守山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出補正額 477 千円 （補正後の額 1,254,472 千円）

補正概要

被保険者の死亡や過年度の所得更正等による保険料の還付について、当初の見込を上回り予算に不足が生じることから補正するもの

歳入歳出補正		
（歳入）		千円
繰越金		477
繰越金		477
（保険料還付未済繰越金）	477	
（歳出）		千円
諸支出金		477
償還金及び還付加算金		477
（保険料還付金）	477	

【議第70号】 使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案

(1) 守山市使用料および手数料条例の一部改正

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の規定に基づく大規模修繕等の許認可申請等に係る根拠法の引用条項ずれの整備。

(2) 守山市使用料および手数料条例の一部改正

ア 美術展覧会出品手数料の改正

1点につき、720円→1,000円

満15歳以上18歳未満の者または高等学校等に在籍する者は手数料を無料とする。

イ 各種証明等の交付手数料および公文書の閲覧手数料の改正

1枚または1件につき、300円→350円

ウ 速野会館電気自動車用急速充電器使用料の削除

エ 公民館の使用料の改正

区分		午前9時～ 正午		午後1時～ 午後5時		午後5時～ 午後10時	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
日曜日、土曜日および休日	大会議室	1,200円	1,300円	1,600円	1,800円	1,800円	2,000円
	その他の室	1,200円	1,300円	1,600円	1,800円	1,800円	2,000円
その他の日	大会議室	490円	550円	720円	810円	1,800円	2,000円
	その他の室	490円	550円	720円	810円	1,800円	2,000円

オ 生涯学習会館の使用料の改正

区分		午前9時～ 正午		午後1時～ 午後5時		午後5時～ 午後10時	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
日曜日、土曜日および休日	大会議室全面	3,900円	4,600円	5,200円	6,200円	6,600円	7,900円
	大会議室半面	1,950円	2,300円	2,600円	3,100円	3,300円	3,950円
	中会議室	790円	940円	920円	1,100円	1,100円	1,300円
	ミーティング1	390円	460円	390円	460円	520円	620円
	ミーティング2	390円	460円	520円	620円	660円	790円
	学習室	1,400円	1,600円	1,800円	2,100円	2,400円	2,800円
	活動交流室	390円	460円	520円	620円	660円	790円
	小会議室	260円	310円	260円	310円	390円	460円
	多目的室	1,400円	1,600円	1,700円	2,000円	2,000円	2,400円

	多目的グラウンド	790円	940円	1,000円	1,200円	—	—
その他の日	大会議室全面	2,600円	3,100円	3,300円	3,900円	4,400円	5,200円
	大会議室半面	1,300円	1,550円	1,650円	1,950円	2,200円	2,600円
	中会議室	520円	620円	660円	790円	790円	940円
	ミーティング1	260円	310円	260円	310円	390円	460円
	ミーティング2	260円	310円	390円	460円	520円	620円
	学習室	1,000円	1,200円	1,300円	1,500円	1,600円	1,900円
	活動交流室	260円	310円	390円	460円	390円	460円
	小会議室	260円	310円	260円	310円	260円	310円
	多目的室	920円	1,100円	1,100円	1,300円	1,500円	1,800円
	多目的グラウンド	580円	690円	790円	940円	—	—

カ 地域総合センター同和対策集会所の使用料の改正

区分	午前		午後		夜間		午前・午後	
	午前9時～		午後1時～		午後5時～		午前9時～	
	正午		午後5時		午後10時		午後5時	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
日曜日、土曜日 および休日	1,200円	1,300円	1,600円	1,800円	1,800円	2,000円	2,800円	3,100円
その他の日	490円	550円	720円	810円	1,800円	2,000円	1,210円	1,360円

地域総合センター児童センター・遊戯室の使用料の改正

区分	午前9時～午後5時 (1時間につき)		午後5時～午後10時 (1時間につき)	
	改正前	改正後	改正前	改正後
日曜日、土曜日および休日	420円	470円	490円	550円
その他の日	280円	310円	340円	380円

キ 守山市下之郷史跡公園の使用料の改正

区分		午前9時～正午 (1時間につき)		午後1時～午後5時 (1時間につき)	
		改正前	改正後	改正前	改正後
日曜日、土曜日 および休日	多目的室1	240円	360円	240円	360円
	多目的室2	240円	360円	240円	360円
その他の日	多目的室1	160円	240円	160円	240円
	多目的室2	160円	240円	160円	240円

ク 図書館本の森の使用料の改正

区分		午前10時～正午		午後1時～午後5時		午後5時～午後7時	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
日曜日、 土曜日お よび休日	集会室全面	1,600円	1,920円	3,000円	3,600円	1,600円	1,920円
	集会室半面1	800円	960円	1,500円	1,800円	800円	960円
	集会室半面2	800円	960円	1,500円	1,800円	800円	960円
その他の 日	集会室全面	1,000円	1,200円	2,000円	2,400円	1,000円	1,200円
	集会室半面1	500円	600円	1,000円	1,200円	500円	600円
	集会室半面2	500円	600円	1,000円	1,200円	500円	600円

図書館つながる森の使用料の改正

区分		午前10時～正午		午後1時～午後5時		午後5時～午後7時	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
日曜日、 土曜日お よび休日	多目的室	2,300円	2,700円	3,000円	3,600円	3,000円	3,600円
	活動室	1,200円	1,400円	1,500円	1,800円	1,500円	1,800円
	スタジオ	1,350円	1,600円	1,800円	2,000円	1,800円	2,000円
その他の 日	多目的室	1,500円	1,800円	2,000円	2,400円	2,000円	2,400円
	活動室	750円	900円	1,000円	1,200円	1,000円	1,200円
	スタジオ	900円	1,000円	1,200円	1,440円	1,200円	1,440円

図書館木もれび広場の使用料の改正

区分		午前10時～ 正午		午後1時～ 午後5時		午後5時～ 午後7時	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
日曜日、土曜 日および休日	ギャラリー	450円	540円	600円	720円	600円	720円
その他の日	ギャラリー	300円	360円	400円	480円	400円	480円

ケ 近江妙蓮公園の入園料の改正

区分	個人		団体（20人以上）	
	改正前	改正後	改正前	改正後
大人	220円	300円	160円	200円
小学生、中学生、高齢者および障害者	110円	150円	60円	100円

近江妙蓮公園妙蓮庵の使用料の改正

区分	午前 9 時～正午		午後 1 時～午後 5 時		午後 5 時～午後 10 時	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
日曜日、土曜日 および休日	4,200円	5,000円	5,400円	6,400円	6,700円	8,000円
その他の日	2,800円	3,300円	3,600円	4,300円	4,500円	5,400円

コ 守山町公園テニスコート使用料の改正

改正前

区分	午前 6 時～午後 9 時（1 時間につき）	
	夜間照明を使用しない場合	夜間照明を使用する場合
日曜日、土曜日および休日	990円	1,400円
その他の日	660円	1,100円

改正後

区分	午前 6 時～午後 9 時（1 時間につき）
日曜日、土曜日および休日	1,200円
その他の日	810円
夜間照明施設	520円

サ 野洲川立入河川公園多目的広場の使用料の改正

区分		午前 8 時 30 分～午後 5 時			
		1 時間につき		1 日につき	
		改正前	改正後	改正前	改正後
日曜日、土曜日 および休日	芝生	260円	390円	2,080円	3,120円
	クレー	180円	270円	1,440円	2,160円
その他の日	芝生	180円	270円	1,440円	2,160円
	クレー	130円	190円	1,040円	1,520円

シ 守山市民交流センターの使用料の改正

区分		午前 9 時～正午		午後 1 時～午後 5 時		午後 5 時～午後 10 時	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
多目的 ホール	全面	2,600円	3,100円	3,900円	4,600円	6,000円	7,200円
	半面	1,300円	1,550円	1,950円	2,300円	3,000円	3,600円
研修室 1・2、 和室 1・2、会議室		450円	540円	660円	790円	1,700円	2,000円

ス 環境学習都市宣言記念公園交流拠点施設の環境学習室の使用料の改正

区分	午前 9 時～正午		午後 1 時～午後 5 時		午後 5 時～午後 10 時	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
日曜日、土曜日および休日	1,110円	1,300円	1,480円	1,700円	1,850円	2,200円
その他の日	750円	900円	1,000円	1,200円	1,250円	1,500円

環境学習都市宣言記念公園交流拠点施設の工作室の使用料の改正

区分	午前 9 時～正午		午後 1 時～午後 5 時		午後 5 時～午後 10 時	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
日曜日、土曜日および休日	1,110円	1,300円	1,480円	1,700円	1,850円	2,200円
その他の日	750円	900円	1,000円	1,200円	1,250円	1,500円

環境学習都市宣言記念公園交流拠点施設のキッチンスペースの使用料の改正

区分	金額 1 時間につき	
	改正前	改正後
日曜日、土曜日および休日	250円	300円
その他の日	200円	240円

セ 関係条文の引用条項ずれの整備

(3) 守山市使用料および手数料条例の一部改正

守山中学校柔剣道場および体育館使用に伴う空調使用料を新たに規定。

ア 中学校体育館 時間区分ごとに 1 回 4,000 円（半面 2,000 円）

イ 守山中学校柔剣道場 時間区分ごとに 1 回 2,000 円（半面 1,000 円）

(4) 野洲川歴史公園サッカー場の設置および管理に関する条例の一部改正

天然芝コート（全面）の使用料の改正

区分		午前 9 時～午後 5 時					
		2 時間 30 分まで		2 時間 30 分を超え 5 時間まで		全日	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
土曜日、日曜日および休日	生徒等および障害者等	10,800円	11,800円	21,750円	23,700円	32,550円	35,500円
	アマチュアス	21,750	23,700	43,500	47,400	65,250	71,100

	スポーツ使用時	円	円	円	円	円	円
	その他	43,500 円	47,400 円	87,000 円	94,800 円	130,650 円	142,200 円
その他の日	生徒等および 障害者等	7,200 円	7,900 円	14,500 円	15,800 円	21,700 円	23,700 円
	アマチュアス ポーツ使用時	14,500 円	15,800 円	29,000 円	31,600 円	43,500 円	47,400 円
	その他	29,000 円	31,600 円	58,000 円	63,200 円	87,100 円	94,800 円

人工芝Aコートおよび人工芝Bコート使用料の改正

区分		午前9時～午後9時(1時間につき)							
		1面使用		3/4面使用		2/4面使用		1/4面使用	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
土曜日、日曜日および休日	生徒等および 障害者等	3,300 円	3,600 円	2,890 円	2,700 円	2,470 円	1,800 円	1,650 円	900円
	アマチュアス ポーツ使用時	6,600 円	7,200 円	5,770 円	5,400 円	4,950 円	3,600 円	3,300 円	1,800 円
	その他	13,200 円	14,400 円	11,550 円	10,800 円	9,900 円	7,200 円	6,600 円	3,600 円
その他の日	生徒等および 障害者等	2,200 円	2,400 円	1,930 円	1,800 円	1,650 円	1,200 円	1,100 円	600円
	アマチュアス ポーツ使用時	4,400 円	4,800 円	3,850 円	3,600 円	3,300 円	2,400 円	2,200 円	1,200 円
	その他	8,800 円	9,600 円	7,700 円	7,200 円	6,600 円	4,800 円	4,400 円	2,400 円

夜間照明施設使用料の改正

区分		1面使用		3/4面使用		2/4面使用		1/4面使用	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
人工芝Aコート		3,900 円	4,200 円	2,930 円	3,200 円	1,950 円	2,100 円	980 円	1,000 円
人工芝Bコート	減点灯	3,900 円	4,200 円	2,930 円	3,200 円	1,950 円	2,100 円	980 円	1,000 円
	全点灯	5,700 円	6,200 円	—	—	—	—	—	—

クラブハウス使用料の改正

区分	午前 9 時～午後 1 時		午後 1 時～午後 5 時		午後 5 時～午後 9 時30分	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
会議室	720円	790円	720円	790円	1,400円	1,500円
サロン室	2,800円	3,000円	2,800円	3,000円	4,200円	4,600円

(5) 大庄屋諏訪家屋敷の設置および管理に関する条例の一部改正

大庄屋諏訪家屋敷貸室の使用料の改正

区分		午前 9 時～正午		午後 1 時～午後 5 時		午後 5 時～午後10時	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
日曜 日、土 曜日お よび休 日	主屋 1	1,200円	1,400円	1,500円	1,800円	1,900円	2,200円
	主屋 2	1,200円	1,400円	1,500円	1,800円	1,900円	2,200円
	書院	2,700円	3,200円	3,600円	4,300円	4,500円	5,400円
	茶室	2,700円	3,200円	3,600円	4,300円	4,500円	5,400円
その他 の日	主屋 1	750円	900円	1,000円	1,200円	1,300円	1,500円
	主屋 2	750円	900円	1,000円	1,200円	1,300円	1,500円
	書院	1,800円	2,100円	2,400円	2,800円	3,000円	3,600円
	茶室	1,800円	2,100円	2,400円	2,800円	3,000円	3,600円

(6) 守山市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例の一部改正

ア 一般廃棄物処理業および収集運搬業の許可等の申請手数料の改正

(7) 一般廃棄物収集運搬業の許可 10,000円→11,300円

(イ) 一般廃棄物処分業の許可 10,000円→11,300円

(ウ) 浄化槽清掃業の許可 10,000円→11,300円

(エ) 一般廃棄物収集運搬業の許可の更新 10,000円→11,300円

(オ) 一般廃棄物処分業の許可の更新 10,000円→11,300円

(カ) 一般廃棄物処分業等の許可証の再交付 3,300円→3,800円

イ 一般廃棄物処理手数料の改正

区分		改正前	改正後
搬入 手数料	犬猫等の死体	6,000円	7,100円

収集 手数料	特定家庭 用機器 (1台に つき)	テレビジョン受信機	3,100円	3,400円
		電気冷蔵庫および電気冷凍庫	5,200円	5,800円
		ユニット型エアコンディショナー	4,500円	5,000円
		電気洗濯機および衣類乾燥機	2,200円	2,400円

(7) もりやまフルーツランドの設置および管理に関する条例の一部改正

産地形成促進施設およびふれあい広場の使用料の改正

区分	改正前	改正後
産地形成促進施設	年額 270,000円	年額 405,000円
ふれあい広場	1日 800円	1日 1,200円

(8) 守山市歴史文化まちづくり館の設置および管理に関する条例の一部改正

歴史文化まちづくり館の利用料の改正

区分			午前9時～		午後1時～		午後5時～	
			正午		午後5時		午後10時	
			改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
日曜日、 土曜日お よび休日	南蔵	壹階	1,600円	1,900円	2,000円	2,400円	2,700円	3,200円
		調理室	360円	430円	530円	630円	720円	860円
		貳階	360円	430円	530円	630円	720円	860円
	東蔵		530円	630円	720円	860円	900円	1,000円
	和室		530円	630円	720円	860円	900円	1,000円
その他の 日	南蔵	壹階	1,000円	1,200円	1,400円	1,600円	1,700円	2,000円
		調理室	240円	280円	360円	430円	480円	570円
		貳階	240円	280円	360円	430円	480円	570円
	東蔵		360円	430円	480円	570円	600円	720円
	和室		360円	430円	480円	570円	600円	720円

(9) 守山市都市公園条例の一部改正

ア 守山市民スポーツ広場の利用料の改正

区分	午前6時～午後6時 1コーナー1時間につき	午後6時～午後9時 (夜間照明施設の使用を含む。) 1コーナー3時間につき
----	--------------------------	---

			3 時間以内の利用 の場合		4 時間利用の場合	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
日曜日、土曜日および休日	190円	250円	3,300円	4,100円	4,400円	5,400円
その他の日	140円	170円	2,200円	2,700円	2,940円	3,600円

守山市民スポーツ広場の備品利用料の改正

備品	金額	
放送設備一式	改正前	
	1 時間につき 190円	1 時間につき 230 円

イ 守山市民体育館アリーナの利用料の改正

区分			午前 9 時～午後 5 時 (1 時間につき)		午後 5 時～午後10時 (1 時間につき)	
			改正前	改正後	改正前	改正後
日曜日、土曜日および休日	入場料等を徴収しない場合	全面	2,400 円	2,800 円	4,200 円	4,900 円
		半面	1,200 円	1,400 円	2,100 円	2,450 円
	入場料等を徴収する場合	1 人につき 1,000 円以下 全面	26,100円	32,500円	37,900円	45,400円
		半面	13,050円	16,250円	18,950円	22,700円
		1 人につき 1,000 円超 全面	33,500円	40,800円	48,100円	57,000円
		半面	16,750円	20,400円	24,050円	28,500円
その他の日	入場料等を徴収しない場合	全面	1,600 円	1,900円	2,800円	3,300円
		半面	800 円	950円	1,400円	1,650円
	入場料等を徴収する場合	1 人につき 1,000 円以下 全面	17,400円	21,700円	24,700円	30,300円
		半面	8,700 円	10,850円	12,350円	15,150円
		1 人につき 1,000 円超 全面	21,800円	27,200円	32,100円	38,000円
		半面	10,900 円	13,600円	16,050円	19,000円

区分	改正前	改正後
冷房設備の利用料金 (1 時間)	7,200円	8,900円
暖房設備の利用料金 (1 時間)	11,000円	13,700円

守山市民体育館多目的アリーナの利用料の改正

区分			午前 9 時～午後 5 時 (1 時間につき)		午後 5 時～午後 10 時 (1 時間につき)	
			改正前	改正後	改正前	改正後
日曜日、 土曜日お よび休日	入場料等を徴 収しない場合	全面	1,500 円	1,800 円	2,000 円	2,400 円
		片面	750 円	900 円	1,000 円	1,200 円
	入場料等を徴 収する場合	全面	2,400 円	2,500 円	3,300 円	3,400 円
		片面	1,200 円	1,250 円	1,650 円	1,700 円
その他の 日	入場料等を徴 収しない場合	全面	1,000 円	1,200 円	1,400 円	1,600 円
		片面	500 円	600 円	700 円	800 円
	入場料等を徴 収する場合	全面	1,400 円	1,700 円	1,900 円	2,300 円
		片面	700 円	850 円	950 円	1,150 円

区分	改正前	改正後
冷暖房設備の利用料金 (1 時間)	1,000 円	1,500 円

守山市民体育館弓道場の利用料の改正

区分		午前 9 時～午後 5 時 (1 時間につき)		午後 5 時～午後 10 時 (1 時間につき)	
		改正前	改正後	改正前	改正後
日曜日、土曜日 および休日	貸切	900 円	1,100 円	1,200 円	1,500 円
	個人	170 円	210 円	250 円	280 円
その他の日	貸切	600 円	740 円	840 円	1,000 円
	個人	120 円	140 円	160 円	190 円

守山市民体育館会議室・選手控室の利用料の改正

区分		午前 9 時～午後 5 時 (1 時間につき)		午後 5 時～午後 10 時 (1 時間につき)	
		改正前	改正後	改正前	改正後
日曜日、土曜日 および休日	会議室 A	160 円	190 円	290 円	360 円
	会議室 B	160 円	190 円	290 円	360 円
	会議室 C	90 円	110 円	140 円	170 円
	選手控室	160 円	190 円	290 円	360 円
その他の日	会議室 A	130 円	160 円	180 円	220 円
	会議室 B	130 円	160 円	180 円	220 円
	会議室 C	70 円	80 円	100 円	120 円

	選手控室	130 円	160 円	180 円	220 円
--	------	-------	-------	-------	-------

守山市民体育館備品の利用料の改正

備品	金額 1 時間につき	
	改正前	改正後
電光掲示板一式	280 円	340 円
放送設備一式	190 円	230 円
移動スピーカー一式（付帯設備を含む。）	140 円	170 円
移動ステージ一式（踏台、演台および花台を含む。）	140 円	170 円

ウ 守山市民運動公園テニスコートの利用料の改正

改正前

区分		日曜日、土曜日および休日	その他の日
テニスコート （1 時間につ き）	午前 6 時～午後 6 時 （照明施設使用時）	990 円 (1,400 円)	660 円 (1,100 円)
	午後 6 時～午後 9 時	1,400 円	1,100 円
大会本部等設置用物見台 （1 日につき）		2,200 円	

改正後

区分	日曜日、土曜日および休日	その他の日
テニスコート（1 時間につき）	1,200 円	810 円
夜間照明施設（1 時間につき）	520 円	
大会本部等設置用物見台 （1 日につき）	2,700 円	

エ 市民球場の球場利用料の改正

区分		午前 6 時～午後 5 時（1 時間につき）	
		改正前	改正後
日曜日、土曜 月および休日	全面	3,300 円	4,000 円
	外野（人工芝部分）	2,300 円	2,700 円
その他の日	全面	2,200 円	2,700 円
	外野（人工芝部分）	1,500 円	1,800 円

市民球場の会議室等利用料の改正

区分	午前 9 時～午後 5 時（1 時間につき）	
	改正前	改正後

会議室	日曜日、土曜日および休日	330 円	400 円
	その他の日	220 円	270 円
役員室・審判員室・審判更衣室	日曜日、土曜日および休日	550 円	610 円
	その他の日	330 円	410 円
更衣室・シャワー室		160 円	190 円
冷暖房設備		100 円	120 円

市民球場の設備・備品利用料の改正

区分		金額 1 時間につき	
		改正前	改正後
スコアボード一式	グラフィック使用	1,100 円	1,300 円
	グラフィック未使用	550 円	680 円
放送器具一式		260 円	320 円
審判用具一式		70 円	80 円

オ 守山市民運動公園ソフトボール場の利用料の改正

改正前

区分	午前 6 時～午後 9 時（1 時間につき）	
	夜間照明を使用しない場合	夜間照明を使用する場合
日曜日、土曜日および休日	490 円	1,870 円
その他の日	340 円	1,240 円

改正後

区分	午前 6 時～午後 9 時（1 時間につき）
日曜日、土曜日および休日	630 円
その他の日	420 円
夜間照明施設	1,400 円

カ もりやま芦刈園の入園料の改正

区分	個人		団体（20 人以上）	
	改正前	改正後	改正前	改正後
大人	200 円	300 円	150 円	200 円
小中学生、高齢者および障害者	100 円	150 円	50 円	100 円

キ 美崎公園パークセンターの利用料の改正

区分	午前 8 時 30 分～ 正午	午後 1 時～ 午後 5 時	午後 5 時～ 午後 10 時
----	--------------------	-------------------	--------------------

		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
体験・学習室	日曜日、土曜日および休日	1,900 円	2,200円	2,400 円	2,800円	3,300 円	3,900円
	その他の日	1,400 円	1,600円	1,600 円	1,900円	2,000 円	2,400円

美崎公園キャンプ場の利用料の改正

区分		1 区画当たり	
		改正前	改正後
宿泊キャンプ	午後 3 時～午前10時	3,100 円	4,600円
日帰りキャンプ	午前10時～午後 3 時	660 円	990円

ク 環境学習都市宣言記念公園の多目的ホールの利用料の改正

区分		午前 9 時～午後 5 時 (1 時間につき)		午後 5 時～午後10時 (1 時間につき)	
		改正前	改正後	改正前	改正後
日曜日、土曜日および休日	全面使用	990円	1,400円	1,300円	1,900円
	片面使用	490円	730円	650円	970円
その他の日	全面使用	660円	990円	930円	1,300円
	片面使用	330円	490円	460円	690円

